

信書便制度説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で538民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では信書便事業参入の手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかについて、より多くの方々ご理解いただくために説明会を開催いたします。

参加無料

令和元年 11月28日（木）

会場 秋田市にぎわい交流館AU 4階 研修室1
秋田市中通1-4-1

時間 14:00～15:40（開場：13:30）

主催 総務省 東北総合通信局

（内容）

第1部（利用者・運送事業者等対象）14:00～15:00

- (1) 信書便制度の概要
- (2) 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
- (3) 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

第2部（事業参入希望者対象） 15:10～15:40

- (1) 特定信書便事業の規律
- (2) 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- (3) 事業開始以降の遵守事項



（申込方法）

(1) FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

(2) Eメールでお申込みの場合 メールアドレス tohoku-shinshobin@soumu.go.jp

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

(3) 受付期間は令和元年11月15日（金）まで。

なお、定員40名（先着順）になり次第、締め切らせていただきます。

（お問い合わせ）

総務省 東北総合通信局

信書便監理官 戸田 TEL 022-221-0631